

四国中央市
事業用電気自動車等導入事業費
補助金交付要領



令和7年5月

四国中央市 産業支援課

1 事業の目的

政府は、地球温暖化対策計画の策定を令和3年10月に閣議決定し、2050年カーボンニュートラル実現のための中期目標として、2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減する目標を設定しました。愛媛県においても、2050年カーボンニュートラルを実現するための計画が策定され、実施している状況です。

現在、四国中央市における温室効果ガスの部門別排出量は、産業部門（製造業）で9割を占めております。事業者の努力により排出量は減少しておりますが、2050年カーボンニュートラル社会の実現の目標に向けては、市民、事業者、行政の各主体がさらに連携・協力して脱炭素化を推進していく必要があります。

このことを踏まえ、本市では事業活動における脱炭素化を促進するため、電気自動車等を導入する市内の中小企業者に対し、経費の一部を補助することとします。

2 補助対象者

次の全てに該当する者が対象となります。

- (1) 事業用に使用する目的で電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を購入した者

※ 1事業者につき、車両区分ごとに1台（最大2台）までとなります。

- (2) 市内に本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第1号に規定する本店をいう。）を置く**中小企業者**^(※1)で、主たる業種が日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E－製造業に該当する者

※1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する**中小企業者**^(※2)、または個人で事業を営む者（以下「個人事業主」とする。）にあっては、市内に住所を有する者が市内で営む中小企業者

※2. 製造業における中小企業者の範囲は、下記のいずれかに該当する者

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
 - ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- （中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項）

- (3) 市税等の滞納（猶予を除く。）がない者
- (4) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でない者
- (5) 申請日時点において四国中央市SDGs推進事業実施要綱（令和4年四国中央市告示第28号）第6条第1項の規定する推進パートナーに登録^(※)されている者

※SDGs推進パートナー登録について：

【担当課】 四国中央市 政策部 政策推進課 みらい創造室

【連絡先】 TEL 0896-28-6005 Mail seisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

【ホームページ】 <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/3/25580.html>

(6) 他に市の同種の補助金の交付を受けていない者

3 補助対象車両・経費等

【補助対象車両】

次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 車検証に記載される登録の年月^(※1)と初度登録の年月^(※2)が同一となるもの^(※3)
- (2) 車検証に記載される所有者及び使用者が交付対象者と同一であること
- (3) 車検証に記載される使用の本拠が市内であること
- (4) リース車両でないこと
- (5) 年度内に補助対象車両の支払いが全額完了するもの
- (6) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の交付対象であるもの

※1. 登録の年月：車検証に記載されている内容が登録された月（現在の車検証が発行された日がある月）。

※2. 初度登録年月：車を初めて運輸支局に登録申請して受理された年月。軽自動車の場合は初度検査年月を初度登録年月。

※3. 中古車は対象外となります。

【補助対象経費】

○ 補助対象車両の本体価格

※ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としません。

※ 補助金の交付申請時に経費の支払いが完了しているものは、補助の対象外となります。

※ 補助対象期間内に引き落しの確認ができない支払い方法によるもの、補助対象事業の実施が個別に確認できない場合は補助対象と認められない場合があります。

【補助率及び補助限度額】

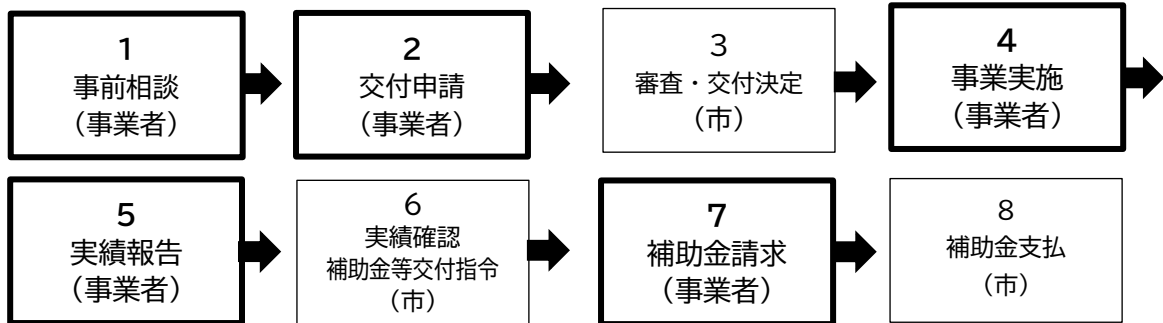
・ 補助対象経費^(※1)の3分の1の額と、次に掲げる電気自動車等の区分に応じて定める額のいずれか少ない方の額^(※2)

区 分	補助限度額
電気自動車	50 万円
プラグインハイブリッド自動車	25 万円

※1. 国、県又は公的団体から助成等を受けているときは、当該補助対象経費から当該助成等の額を控除した額となります。

※2. 補助金額の算出において 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額が補助額となります。

4 申請手続



※太枠の箇所が事業者の行う手続となります。枠内の番号は、これ以降の下線の番号と対応します。

1 事前相談

事前に市へ相談して、購入予定の車種の確認や納期までのスケジュールなどを始めとした申請内容の確認をしてください。

2 交付申請

【受付開始】 令和7年5月15日（木）から

※申請額が予算額に達した時点で受付を締め切ります。

※申請は1事業者1年度につき1回（1台分）に限ります。

※1事業者につき、車両区分ごとに1台まで（最大2台）となります。

【提出書類】 以下の書類を揃えて提出してください。

（提出前にチェックリストで提出漏れがないか確認をしてください。）

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 補助対象車両の本体価格及び契約が確認できるもの（注文書等）
- ⑤ 本店の所在地及び営業の実態が確認できる書類

【法人の場合】

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（商業・法人登記）

※法務局で交付請求をしてください。（有料）

【個人事業主の場合】

- (1) 令和6年分「所得税確定申告 第一表・第二表」の写し

※税務署に提出した確定申告の内容が分かるもの

- (2) 住民票（本籍、続柄の記載がない世帯一部の住民票）

※住民票に代えて、マイナンバーカード（表面）の写しを提出することができます。

- ⑥ 市税等の未納がない証明書

※市役所市民窓口センター及び各窓口センターにて取得してください。1通当たり300円必要です。なお、法人の場合、代表者以外の従業員等が窓口に来る時は委任状が必要ですが、法人印または代表者印を持参の場合、委任状は不要です。

- ⑦ 四国中央市SDGs推進パートナー登録通知書（様式第3号）の写し

⑧ 誓約書

⑨ チェックリスト

※その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

3 審査・交付決定

申請書類の審査等により補助金を交付すべきと認めた場合は、市から事業者へ補助金等交付決定通知書を郵送し、補助金の交付決定を行います。なお、提出いただいた申請書類の内容によっては、ヒアリングをさせていただいたり、書類の修正や追加提出をお願いする場合があります。

4 事業実施

決定通知書を受け取ってから、実績報告期限までに当該車両の代金を支払い、納車してください。期限までに納車ができなかった場合は、補助金の交付はできませんのであらかじめご了承ください。また、やむを得ない事情により事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに以下の書類を提出してください。

【交付決定額や事業内容に変更が生じる場合】

- ① 補助金等変更交付申請書（様式第3号）
- ② 収支予算書（変更後）
- ③ 事業計画書（変更後）

【事業を中止する場合（納車できなかった場合）】

補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

5 実績報告

【提出期限】「事業完了後 30 日以内」又は「令和8年3月13日（金）」のいずれか早い日※

※交付申請時に予定していた補助事業期間を超える場合は補助金等変更交付申請が必要となります。

※年度をまたいでの実績報告はできないため、提出期限を厳守してください。

【提出書類】事業完了後は、以下の書類を揃えて速やかに提出してください。

- ① 補助事業等実績報告書（様式第5号）
- ② 事業実績調書
- ③ 収支決算書
- ④ 補助対象車両の車検証の写し
- ⑤ 補助対象車両の購入に係る領収書等（申請者名義に限る）の写し
- ⑥ 補助金申請書類（もしくは Web ページ）の控えの写し、又は補助金交付決定通知書兼補助金の額確定通知書の写し

※⑥は、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金を申請もしくは受領した場合

※⑥の申請書類に関して、ディーラー等へ確認する場合があります。

6 実績確認

実績報告書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか等の確認をし、交付すべき補助金額を確定のうえ、補助金等交付指令書により市から事業者へ通知します。なお、提出いただいた書類に不足等がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いする場合があります。

7 補助金請求

補助金等交付指令書の送達後、速やかに補助金等交付請求書 **様式第9号** を提出してください。

8 補助金支払

事業者から提出のあった補助金等交付請求書により支払手続きを行います。およそ2～3週間後に指定口座へ補助金を振込みます。

5 その他

【申請・請求に当たっての注意事項】

- ・各種提出書類には、申請者の押印は不要です。
- ・消せるペン、修正液等の使用はできません。

【提出方法】

- ・産業支援課窓口（本庁舎3階12番窓口）までご持参ください。（郵送不可）

【広報等へのご協力】

- ・市が発出する広報等の媒体で紹介させていただくことがあります。

【提出先・お問合せ先】

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市 経済部 産業支援課

TEL：0896-28-6186 FAX：0896-28-6242

E-mail：sangyoushien@city.shikokuchuo.ehime.jp